

北海道どさんこプラザ羽田空港店等マーケティング支援事業委託業務
企画提案指示書

1 委託する業務名

北海道どさんこプラザ羽田空港店等マーケティング支援事業委託業務

2 業務の趣旨・目的

コロナ禍において、大きな社会変革の兆しが見られる中、本道の強みである食は、本道経済を支える基幹産業として、社会経済の変化に的確に対応しながら、積極的に国内外で道産品（道内で生産又は主な加工が行われ、最終消費者の利用に供することができるものという。以下同じ。）の需要を取り込むことが重要である。

このような中、令和3年6月に、日本の航空網の中核であり、乗り継ぎ拠点である羽田空港施設内に、道産品を展示・販売する道の公式アンテナショップ「北海道どさんこプラザ羽田空港店」（以下、「羽田空港店」という。）を新たに設置。PR効果が高い同店において、新商品に対する消費者の反応を確かめるテスト販売の実施や、空港で需要が見込める一次産品を中心としたフェアの開催などマーケティング支援の取組を実施する。

これら羽田空港店におけるマーケティング支援の取組に係る企画提案を公募し、優れた提案をした者に事業の実施を委託する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、食産業振興課及び関係する「どさんこプラザ」管理運営者と協議の上、実施すること。

なお、委託業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針等を踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。

(1) 羽田空港店におけるマーケティング支援事業

ア テスト販売の実施

新商品又は販売開始後1年以内の北海道経済部食関連産業局食産業振興課が認めた道産品について、期間を定めてテスト販売を行い、期間終了後に商品の好不調の要因、改善が望ましい事項等を道に報告すること。

なお、羽田空港店の立地特性、利用客等を踏まえた効果的な実施内容とすること。

イ フェアの開催

一次産品を中心とした道産品の販売を行うフェアを開催すること。

フェアの内容は、道庁各部が実施する一次産品の取組と連携を図るほか、産地の特色を生かした取組とすること。

また、羽田空港店以外のどさんこプラザにおいても可能な限り同フェアを展開すること。

(ア) 開催時期：

事業の趣旨を踏まえ、開催日程を提案すること。

(イ) 内容：

出展事業者*を道と調整の上、道産品の販売を実施すること。

なお、販売売上については事業者の収入とし、事業者によっては商品の送り込みのみも可とする。

*道産品の製造・販売を行う事業者・団体（道内に本支店等を有するものに限る。）又は行政機関

(ウ) 周知広報業務：

本委託業務における集客を促すため、事前の周知広報を行うこと。

なお、羽田空港店以外のどさんこプラザにおいても、様々な媒体を活用して情報発信すること。

<どさんこプラザ一覧>

店舗名	住所・連絡先
北海道どさんこプラザ 有楽町店	〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2 丁目 10 番 1 号 東京交通会館内 1 階 Tel03-5224-3800
北海道どさんこプラザ 仙台店	〒098-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4 丁目 5-24 錦章堂ビル Tel022-796-2150
北海道どさんこプラザ 池袋店	〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1 丁目 29-1 池袋ショッピングパーク内 Tel03-3982-0170
北海道どさんこプラザ さいたま新都心店	〒033-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 4 丁目 263-1 コクーン 21 階 Tel048-788-1137
北海道どさんこプラザ 吉祥寺店	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 2 丁目 3-1 東急百貨店吉祥寺店 3 階 Tel0422-21-5517
北海道どさんこプラザ 町田店	(令和 4 年 4 月下旬設置予定)
北海道どさんこプラザ 名古屋店	〒450-8505 愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 2-1 名鉄百貨店メンズ館地下 1 階 Tel052-585-7294
北海道どさんこプラザ 札幌店	〒060-0806 札幌市北区北 6 条西 4 丁目 JR 札幌駅西通り北口 1 階 Tel011-213-5053
北海道どさんこプラザ あべのハルカス店	〒545-8545 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号あべのハルカス近 鉄本店タワー館 2 階 Tel06-624-1111

<どさんこプラザ管理運営代表者>

運営代表者名	住所・連絡先
株式会社札幌丸井三越 (あべのハルカス店を 除く道外店)	〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 2 丁目 11 Tel011-205-1151
一般社団法人北海道貿 易物産振興会 (道内店 及びあべのハルカス 店)	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター1 階 Tel011-251-7976

(2) その他マーケティング支援業務に資する取組の実施

上記 (1) によらない方法により、道内事業者のマーケティング支援や道産品の消費拡大に資する取組について検討し、実施すること。

(3) 報告書の作成

上記 (1) 及び (2) の実施結果について、次の項目を含む報告書を作成すること。

- ・テスト販売の実績
- ・フェア開催の実績 (来場者概数、出品商品、出展事業者、販売実績など)
- ・周知広報について

その他、事業成果として報告できる項目を提案すること

4 委託期間

契約締結日の日から令和5年（2023年）3月10日（金）までとする。

5 積算上限額

委託料 15,094 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本業務は、国の令和4年度（2022年度）の地方創生推進交付金事業の採択決定前、かつ、令和4年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、国の採択の可否や議決結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ・どさんこプラザの管理運営受託者をはじめ、関係者と協議・調整をスムーズに行えるなど業務実施に必要なかつ十分な体制となっているか。
- ・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。
- ・道内関係自治体・団体・事業者とのつながりをはじめ、十分な知見、商談会や相談会などマーケティング活動の実績を有しているか。

(2) 企画提案内容

- ・羽田空港店におけるテスト販売業務について、事業趣旨を踏まえた効果的な提案となっているか。
- ・フェア開催業務について、開催会場や出展事業者等の考え方が事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- ・テスト販売やフェアの開催によらない方法において、事業趣旨を踏まえたその他の効果的な取組の提案があるか。
- ・新型コロナウイルス感染症対応が適切であるか。
- ・報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。（認定グレードに応じて加点）

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点）

7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。
 - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 4 日（金）17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
（道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書〔写し〕や認証書〔写し〕）
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料は A 4 サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 12 部
※ 1 部は、提案者名を記載したもの。残りの 11 部は提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 16 日（水）17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ① 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ② 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

- ③ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - ④ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - ⑤ 全ての提出書類は返却しない。
 - ⑥ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部食関連産業局食産業振興課 マーケティング係（担当：小林）

電話 011-204-5766（直通）

ファクシミリ 011-232-8860